

タイにおける特許出願制度概要

S&I International Bangkok Office

S&I International Bangkok Office は、1996 年日本国弁理士井口雅文氏によって開設。タイ国および東南アジアを中心として、海外の特許、小特許、意匠、商標の出願代行業務、特許・商標調査業務、知的財産に関する情報提供業務、知的財産侵害事案の対応等を行う。

1. タイの特許制度の概観

(1) 法令、条約

タイにおける発明保護の根拠である特許法は 1979 年に制定され、現在は 1999 年改正特許法が施行されている。また、タイが加盟する主な特許に関する国際条約としては、WTO-TRIPs（1995 年）、パリ条約（2008 年）、特許協力条約（PCT）（2009 年）が挙げられる。

(2) 管轄政府機関

管轄政府機関は、商務省タイ知的財産局（DIP: Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce）である。

2. タイ特許法について

(1) タイ特許法の概要

出願人は、所定の書面を整えて書類を提出（書面主義（17 条））する。DIP における審査（審査主義（24 条））において所定の要件を満たしたとされる発明のみが特許となり、法上の保護を受けることができる。

(2) 発明が満たすべき客体的要件（5 条、9 条等）

発明の登録要件としては、タイ特許法 5 条に新規性、進歩性、産業上の利用可能性の 3 つを満たすことが規定されている。なお、詳細は本稿では省略するが、特に新規性の要件は日本の特許法に規定される新規性の要件とは異なり国内公知である点に注意されたい。

また、出願にかかる発明は不特許事由（9条、下記参照）に該当しないことも要求される。

- i. 自然発生する微生物およびそれらの成分、動物、植物、または動物若しくは植物からの抽出物
- ii. 科学的または数学的法則および理論
- iii. コンピュータ・プログラム
- iv. 人間および動物の疾病の診断、処置または治療の方法
- v. 公の秩序、道徳、健康または福祉に反する発明

これらの不特許事由の要件については日本より厳しく判断されることもあり、日本で登録を受けたものであってもタイでは登録を受けることができないことがある点に留意すべきである。

(3) 補正の要件（20条）

補正は、発明の範囲を拡大しない範囲ですることができる。また、補正できる時期は登録までである。なお、現行特許法上登録後に誤記を修正できる手段はない。

(4) 出願分割の要件（26条）

審査においてその出願が単一性を満たさないと判断された場合、審査官は出願を分割するよう求める分割指令を発出する。他方で、出願人が自発的に出願の分割を希望する場合には、審査官に対して分割指令を発出するように上申することが可能である。分割指令が発出されたいずれの場合も、出願人は120日以内に分割出願をする必要がある。

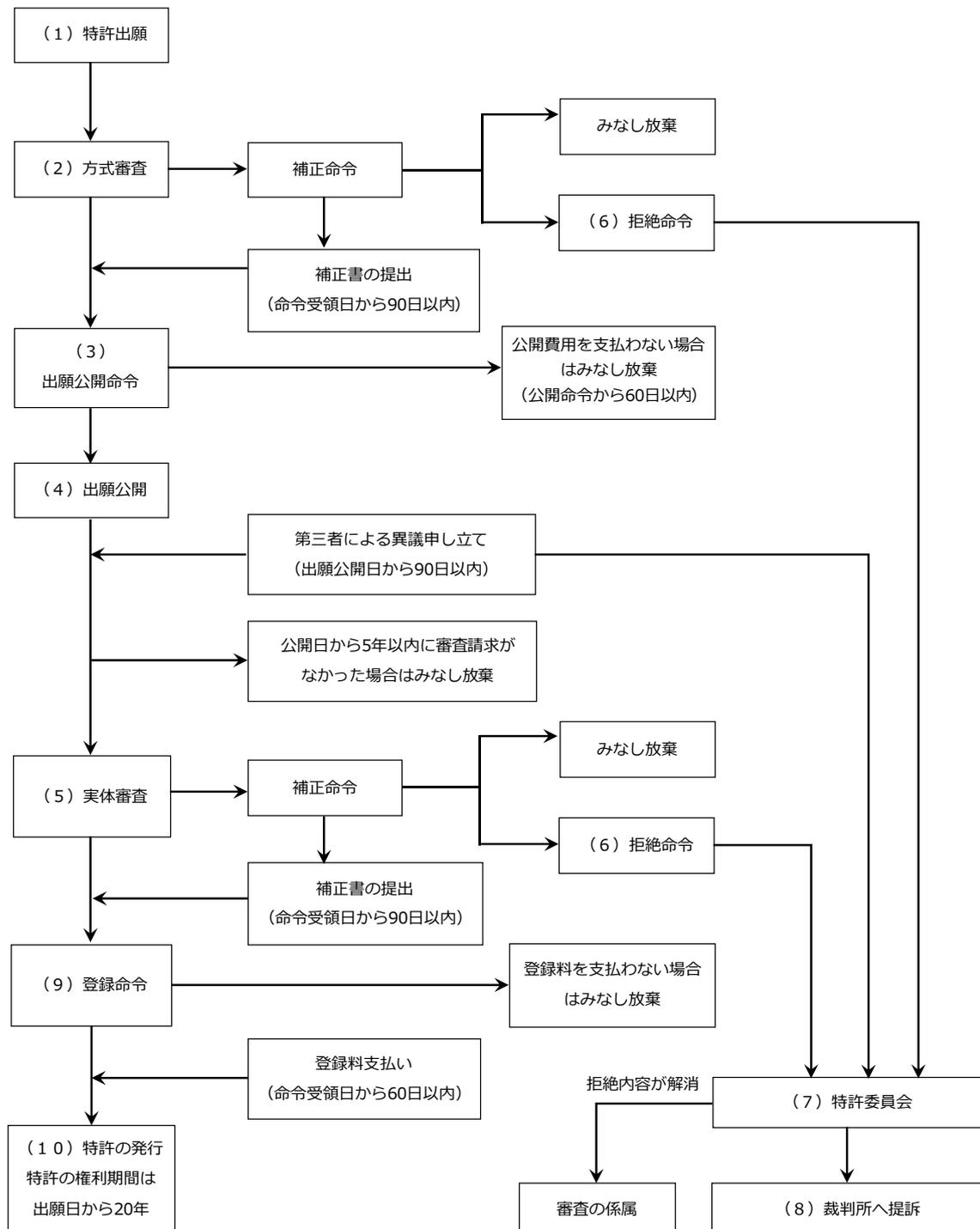
(5) 対応外国特許の審査結果の提出について

タイにおいては、出願人は、他国における対応外国特許出願の審査結果を、審査結果受領から90日以内に提出する義務がある（27条）。ただし、実務上当該期間を過ぎて提出しても罰則はない。しかしながら、当地では下記で詳述するように対応外国特許の審査結果に基づいて審査が行われることから、対応外国特許

出願の審査結果を早期に提出することで審査が促進され、早期の権利化が可能となる。

3. タイの特許出願から登録までの流れ

フローチャートを参考に説明する。フローチャート中におけるカッコつき数字は下記の記述に対応する。



(1) 特許出願

出願書類（17条）を調べて DIP へ提出する。

- 出願に必要な書類は、願書、明細書（クレームと発明の詳細とを含む。）、要約書、（必要な場合は）図面である（いずれもタイ語）。さらに（必要な場合は）委任状や譲渡証、（優先権主張する場合）優先権証明書である。
- タイに居所を有していない日本企業が出願するためには、タイの弁理士が出願行為を代理する必要がある、委任状が必要となる。
- また、タイ語へ翻訳して明細書を作成した特許出願については、翻訳元となった書類を提出する。

(2) 方式審査

出願後、方式審査がなされる。

- 方式審査においては、提出書類の書式が正しいかといった一般的な方式的な要件および不特許事由について審査が行われる。
- 方式審査において拒絶されるべきと審査官が判断した場合、それに先立って補正指令（amendment order）が発出される。
- 出願人は、補正指令が発出されてから 90 日以内（ただし延長が可能）に応答する必要がある。この補正命令に対して応答しない場合、放棄とみなされる。

(3) 出願公開命令

方式審査を通過した出願は、公開指令が発出される。

- 出願人は、この公開指令受領後 60 日以内に公開手数料を支払う必要がある。支払わない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

(4) 出願公開

出願人が出願公開費用を支払うと、出願が公開される。

- この出願公開日を起算として、異議申立および実体審査請求をすることができる。すなわち、第三者は、この出願公開後 90 日以内に異議申立をすることができる。

できる。また、出願人は出願公開から5年以内に実体審査請求をすることができる。

- 出願人が出願公開から5年以内に実体審査請求をしなかった場合、出願は放棄されたものとみなされる。
- この出願公開以降、日本での特許に基づいて PPH（特許審査ハイウェイ）申請を行うことができる。なお、2018年9月現在 PPH はいわゆるノーマル PPH のみに限られており、PCT-PPH 等は利用できない。また、日本以外の国とは PPH を試行していない。

(5) 実体審査

実体審査請求された発明について、審査官が実体審査を行う。

- 実体審査においては、上述の新規性等の特許要件、不特許事由について審査が行われることになっているが、2018年現在では、実務上多くの出願はいわゆる修正実体審査に付される。すなわち、他国で登録となった対応外国特許に合わせて補正をすることで新規性等の特許要件を満たしているものとして審査され、登録を受けることができる。
- 審査の結果拒絶されるべきと判断した場合、それに先立って補正指令（amendment order）が発出される。出願人は、補正指令が発出されてから90日以内（ただし延長が可能）に応答する必要がある。この補正命令に対して応答しない場合、放棄とみなされる。

(6) 拒絶命令

審査において拒絶されるべき（補正指令によっても治癒されない拒絶の事由がある等）と審査官が判断した場合、局長による拒絶命令が発出される。日本での拒絶査定に相当する。裁判は三審制で、上級審として控訴審、最高裁がある。

(7) 特許委員会

拒絶命令に不服がある場合、特許委員会に不服申立をすることができる。特許委員会は日本でいうところの審判に相当する。拒絶命令の内容が解消された場合は審査に係属する。

(8) 裁判所への提訴

特許委員会への不服申立によっても問題が解消されなければ、タイ国際取引および知的財産裁判所へ提訴することになる。

(9) 登録命令

審査の結果、出願が登録されるべきものとされると局長による登録命令が発出される。出願人は登録命令受領から 60 日以内に登録料を支払う必要がある。登録料を支払わなかった場合、出願は放棄されたものとみなされる。

(10) 特許の発行

登録料の支払いにより特許番号が付与され、特許証が発行される。

4. 登録後

特許の権利期間は出願日から 20 年であり、延長はされない。特許は年金の支払いにより維持され、一括して支払うことも各年ごとに支払うことも可能である。第三者は特許に瑕疵があると主張する場合には、特許の無効をタイ国際取引および知的財産裁判所に提訴することが可能である。

■ ソース

タイ特許法

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)